

計画変更認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (申請の該当する□にレを記入) 建築物の一部(住戸の部分)
 建築物の一部(非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 (該当する□にレを記入) モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表4 4の(1)のア 円	別表4 4の(2)のア 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表4 4の(1)のイの(ア) 円	別表4 4の(2)のイの(ア) 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表4 4の(1)のイの(イ)のa 円(a [´])	別表4 4の(2)のイの(イ)のa 円(A [´])
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表4 4の(1)のイの(イ)のb 円(b [´])	別表4 4の(2)のイの(イ)のb 円(B [´])
	合計 m ²	(a [´]) + (b [´]) 円	(A [´]) + (B [´]) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 1 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。